

平成21年1月29日

原料価格の変動とガス料金の調整について

東京ガス株式会社
広報部

東京ガス株式会社は、「原料費調整制度」に基づき、平成21年4月検針分の従量料金単価（東京地区等）を、平成21年1月～3月検針分に比べ1 m³（45 MJ）につき1.23円（消費税込）上方に調整させていただきます。

今回の調整は、平成20年10月～12月の平均原料価格および平成21年1月～3月期の小口規制ガス料金の激変緩和のための特別措置に伴う調整に基づくものです。

これにより、1ヶ月に34 m³（45 MJ / m³）のガスをお使いになる標準家庭で、平成21年1月～3月検針分に比較して、41円（消費税込）ガス料金が上がります。

また、平成21年4月検針分に適用するガス料金につきましては、当社支店等の店頭での掲示や平成21年3月の検針票であらかじめお客さまにお知らせ致します。

なお、これまで「原料費調整制度」に基づく従量料金単価の調整は3ヶ月毎に行ってまいりましたが、近年における原料価格の急激かつ大幅な変動を受けて、経済産業相の諮問機関である総合資源エネルギー調査会の都市熱エネルギー一部会において「原料費調整制度」について見直しが行われた結果、従量料金単価の調整を平成21年5月検針分のガス料金から1ヶ月毎に調整させて頂く予定となりました。詳細につきましては、決定次第お知らせ致します。

1. 平成21年4月ガス料金

(1) 供給約款料金表（東京地区等）

（各月のご使用量に応じてA～Fの各料金が適用されます。）

	料金表A	料金表B	料金表C	料金表D	料金表E	料金表F
月間使用量	0～20 m ³	21～80 m ³	81～200 m ³	201～500 m ³	501～800 m ³	801 m ³ ～
基本料金 (円/月)	724.50	1,081.50	1,333.50	2,467.50	5,722.50	13,618.50
従量料金 (円/m ³)	161.89	144.04	140.89	135.22	128.71	118.84
(参考) 1月～3月 従量料金	(160.66)	(142.81)	(139.66)	(133.99)	(127.48)	(117.61)

(消費税込)

(2) 標準家庭における影響 (円/月)

1ヶ月のご使用量 34 m ³ (45 MJ/m ³)	平成21年1月～3月 適用料金	平成21年4月 適用料金	増減
消費税込	5,937	5,978	41

○標準家庭ガス料金は、ご家庭1件当たり平均使用量/月(2001年度～2005年度の5ヶ年平均)に基づき算定しています。

[参考] 1ヶ月に50 m³お使いのご家庭における影響 (円/月)

1ヶ月のご使用量 50 m ³ (45 MJ/m ³)	平成21年1月～3月 適用料金	平成21年4月 適用料金	増減
消費税込	8,222	8,283	61

2. 原料価格の変動

(円/t)

基準平均原料価格 (a)	53,810
平成20年10月～12月 平均原料価格 (b)	73,010
L N G	73,110
L P G	71,080
差 額 (b - a)	19,200

注. LNG価格、LPG価格はともに貿易統計値。

[参考] 原料費調整制度の概要

- 為替レートや原油価格の変動等による原料価格の変動に応じて、3ヶ月毎にガス料金の従量料金単価(ガス1 m³当たりの単価)を調整する制度です。
- 「基準平均原料価格(53,810円/t)」と「平均原料価格(四半期毎のLNG、LPGの輸入価格より算定)」との差額に基づいて、原料価格の変動100円につき、ガス1 m³当たり0.084円(0.080円に1.05(消費税)を乗じた値)従量料金単価が調整されます。
- 原料価格の変動については、LNG、LPGとも貿易統計実績によります。
- 料金の小幅かつ頻繁な調整や、大幅な変動を避けるための仕組みを設けています。具体的には、以下のとおりです。
 - ・「基準平均原料価格(53,810円/t)」と「平均原料価格」との差額が2,690円以内である時は、ガス料金の調整は行われません。
 - ・「平均原料価格」が86,100円(上限値)を超えた場合には、「平均原料価格」は86,100円であるとしてガス料金の調整を行います。
- 原料費調整制度は、群馬地区、甲府地区には適用されません。

原料費調整単価の計算

■平均原料価格の算定

$$\begin{array}{r} \text{LNG平均価格 (貿易統計値)} \quad \boxed{73,110 \text{ 円/t}} \quad \times \quad 0.9604 \\ \text{LPG平均価格 (貿易統計値)} \quad \boxed{71,080 \text{ 円/t}} \quad \times \quad 0.0393 \\ \hline \boxed{73,008.288} \\ \downarrow \text{(10円未満四捨五入)} \\ \boxed{73,010 \text{ 円/t}} \end{array}$$

■原料価格変動額の算定

$$\begin{array}{r} \boxed{73,010 \text{ 円/t}} \quad - \quad 53,810 \text{ 円/t} \quad = \quad \boxed{19,200 \text{ 円/t}} \\ \text{(100円未満切り捨て)} \\ \downarrow \\ \boxed{19,200 \text{ 円/t}} \end{array}$$

■単位料金調整額 (m³あたり調整額) の算定

$$\begin{aligned} \text{単位料金調整額} &= \boxed{19,200 \text{ 円}} \quad / \quad 100 \text{ 円} \quad \times \quad 0.084 (*) \\ &= \boxed{16.12 \text{ 円}} \quad \text{(小数第3位切り捨て)} \end{aligned}$$

*変動額100円につき従量料金単価を1m³あたり0.084(0.080×1.05)円調整します。

■平成21年1～3月期の小口規制ガス料金の激変緩和のための特別措置に伴う加算額

$$\begin{aligned} \text{単位料金加算額} &= \boxed{0.94 \text{ 円}} \quad (* \text{一般ガス供給約款・家庭用選択約款の場合}) \\ \text{単位料金加算額} &= \boxed{0.59 \text{ 円}} \quad (* \text{家庭用以外の選択約款の場合}) \end{aligned}$$

■激変緩和のための特別措置に伴う調整後の単位料金調整額 (m³あたり調整額) の算定

$$\begin{aligned} \text{単位料金調整額} &= \boxed{16.12 \text{ 円}} + \boxed{0.94 \text{ 円}} \quad \text{(特別措置による調整額)} \\ &= \boxed{17.06 \text{ 円}} \quad \text{(対基準変動額)} \end{aligned}$$

$$\begin{aligned} \text{単位料金調整額} &= \boxed{16.12 \text{ 円}} + \boxed{0.59 \text{ 円}} \quad \text{(特別措置による調整額)} \\ &= \boxed{16.71 \text{ 円}} \quad \text{(対基準変動額)} \end{aligned}$$

■標準家庭における影響

(円/月)

1ヶ月のご使用量 34m ³ (45MJ/m ³)	平成21年1月~3月 適用料金 (激変緩和措置適用後*)	平成21年4月 適用料金	増減
消費税込み	5,937	5,978	41

・小数点以下切捨て

○標準家庭料金の計算方法

本体料金(税込) = 基本料金(1,081.50円)

+ 従量料金(126.98円 + 17.06円) × 34m³

↑

料金改定届出時の従量料金(税込) ・小数点以下切捨て

* 激変緩和のための特別措置につきましては、当社ホームページ(平成20年10月31日プレスリリース: <http://www.tokyo-gas.co.jp/Press/20081031-05.html>)をご参照下さい。

以上